

障害者のための スポーツ教室

●**リズム運動・リズムダンス教室** 5月20日～来年2月17日のおおむね毎月第1・3・5土曜日(全21回)。▶リズム運動教室=10～11時 ▶リズムダンス教室=11～12時。①の**共通** 対障害のある4歳～おおむね18歳。定各教室15人。

●**Foot Ball教室** 5月21日～来年2月18日の毎月第1・3日曜日(全19回) 14～15時30分。対知的、発達障害のある小・中学生。定20人。

●**水中運動教室** 5月21日～来年2月18日のおおむね毎月第1・3・5日曜日(全21回) 14～15時。対障害のある高校生以上。定15人。

共通 障害者スポーツセンター(小倉北区三郎丸三丁目)で。申5月20日までに障害者スポーツセンター☎922・0026へ。聴覚障害者は☎922・0041も可(基本事項を記入)。

穴生学舎ふれあいスポーツ 大会

研修生による紅白戦の観覧。一般参加ができる種目(玉入れや炭坑節など)もあり。6月9日(金)10～14時。総合体育館(八幡東区八王寺町)で。問穴生学舎☎645・6688へ。

スポーツ協会の ストレッチ教室

ストレッチ体操を中心に心身のリフレッシュを図ります。▶月曜教室=6月19日～7月31日のおおむね毎週月曜日(全6回)。料1650円 ▶水曜教室=7月5日～8月30日のおおむね毎週水曜日(全8回)。料2200円 ▶木曜教室=7月6日～8月31日のおおむね毎週木曜日(全8回)。料2200円。**共通** 総合体育館(八幡東区八王寺町)で。10～11時の部と14時15分～15時15分の部あり。対40歳以

上。定各教室各部20人。申往復はがき(1人だけ)に基本事項を書いて5月31日までに北九州市スポーツ協会(〒805-0011八幡東区八王寺町4-1、☎652・5007)へ。

北九州下関フェニックス 公式戦に親子を招待

「北九州下関フェニックス 対 福岡ソフトバンクホークス(3軍)」の観戦に親子を招待します。6月24日(土)・25日(日)の14時から、北九州市民球場(小倉北区三萩野二丁目)で。対市内の小・中学生と保護者(1組5人まで)。定各日150人。申往復はがき(1組だけ)に基本事項と希望試合日(両試合の申し込みも可)を書いて5月24日までに〒803-8501市民文化スポーツ局スポーツ振興課(☎582・2395)へ。**ネット**も可。

お知らせ

市民意識調査にご協力を

市が取り組んでいる施策への評価などを把握するため郵送によるアンケート調査を行います。対18歳以上の無作為に抽出した3000人。調査票が届いた人は、回答の上、6月15日までに返信をお願いします。問広報室広聴課☎582・2527へ。



▲市民意識調査用封筒

視覚・聴覚障害者に 避難情報を提供します

情報提供を希望する人の自宅の固定電話やファクスに避難情報をお知らせします。対携帯電話を持っていない人で、視覚の身体障害者手帳1・2級か聴覚の身体障害者手帳2級を持ち、1人暮らし(同居者が仕事などで単身となる場合も含む)か視覚・聴覚障害者だけの世帯で、病院や社会福祉施設などに入院や入所をしていない人。詳細は危機管理室危機管理課☎582・2110、☎582・2112へ。

国民健康保険料納入通知書 を発送

令和5年度国民健康保険料の当初納入通知書を6月上旬(年金天引きの人は7月)に発送します。今年度から年金天引きの対象になる人は、7月に改めて徴収方法が変更になった納入(変更)通知書を発送します。問保健福祉局保険年金課☎582・2415へ。

縦覧します

北九州広域都市計画道路の事業認可に係る図書 路線は戸畑枝光線(八幡東区、戸畑区)、元宮南鳥旗線(戸畑区)。縦覧は事業期間中(土・日曜日、祝・休日、年末年始は除く)の8時30分～17時15分、建設局街路課(市役所12階、☎582・2191)で。

金剛土地区画整理事業の施行地区の区域 縦覧は5月19日(金)～6月2日(金)の8時30分～17時15分、建築都市局事業推進課(市役所13階、☎582・2469)で。区域内の宅地で未登記の借地権を持つ人は5月19日～6月19日(月)(土・日曜日は除く)に同課に申告してください。詳細は同課へ問を。

後期高齢者医療制度 被保険者の健康診査を実施

生活習慣病の早期発見・治療などのため来年3月末まで健康診査を行います。対象の人には、4月下旬に受診票を送付しています(これから75歳になる人には誕生月の中旬に送付します)。対後期高齢者医療制度の被保険者。料500円。受診できる医療機関など詳細は福岡県後期高齢者医療広域連合☎092651・3111へ。

NPO公益活動費用の一部を 補助

NPO法人や市民活動団体が専門性を発揮して行う先進的な活動に費用の一部を補助します。補助額は対象経費の2分の1以内(限度額50万円)。選考あり。申5月19日～6月9日。詳細は市民文化スポーツ局市民活動推進課☎645・3101へ。

子育てに関わる団体の 活動費用の一部を補助

対市民センターなどを拠点とする育児サークルや未就学児と保護者を対象とした子育て支援活動を行うボランティアグループ(条件あり)。定120団体程度。補助額は2万円以内。申5月17日～6月14日。詳細は子ども家庭局子育て支援課☎582・2473へ。

防犯カメラ設置費用を助成

犯罪抑止のために、公共空間を撮影する防犯カメラ設置費用の一部を助成します。助成額は▶地域団体(自治会・町内会など)=設置費用の4分の3以内(1台につき30万円まで) ▶事業者(市内に事業所があり、主要駅周辺などで営利活動を行う個人や法人)=設置費用の3分の1以内(1台につき13万円まで)。**共通** 1団体10台まで。申8月31日まで。詳細は市民文化スポーツ局安全・安心推進課☎582・2866へ。

介護保険のお知らせ

令和5年度の保険料について

介護保険料の納入通知書を6月中旬に送付します。金額・納付方法などを確認してください。

なお、3月16日以降に税の申告をした人は、申告書の記載内容が計算処理に間に合わないため、いったん仮計算した納入通知書が届く場合があります。

介護保険料軽減・減免制度の利用を

●保険料段階が第2・3段階の人のうち、保険料の支払いが困難で一定の要件を満たす場合は保険料を軽減します(毎年申請が必要)。

●段階に関わらず災害や事業廃止などによる収入減少などで保険料の支払いが困難な場合は、保険料を減免したり支払いを猶予したりすることができます(申請が必要)。

介護サービスの利用者負担を軽くします

収入状況などにより、介護サービス費用の利用者負担額を軽減します。利用にあたっては、申請が必要です。

●食費・居住費(滞在費)負担

対市民税非課税世帯で、介護保険施設の入所者かショートステイの利用者(一定以上の資産がある人や、配偶者が市民税課税である場合は除く)。利用者負担段階判定時の収入要件には、非課税年金(遺族年金、障害年金)を含む。

●社会福祉法人が提供する介護サービスの利用料など

対市民税非課税世帯で収入や預貯金などの条件が一定の基準を満たす人。

●障害者ホームヘルプサービス利用料

対障害者の日常生活と社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスを平成18年4月1日以降に無料で利用し、一定の条件を満たす人。

共通 申新規申請は随時。更新は6月1日から。

問 住所地の区役所「高齢者・障害者相談」コーナーへ